

平成19年8月21日
中国四国産業保安監督部四国支部

電気事業法第106条第4項に基づく報告の徴収について

中国四国産業保安監督部四国支部は、昨日、大王製紙株式会社から同社三島工場火力発電所における電気事業法に係る不適切な事実等について報告を受けました。このため、本日、電気事業法第106条第4項に基づき、同社に対し、別添のとおり事実関係の確認、原因究明及び再発防止対策について報告するよう指示しました。

1. 平成19年8月20日、当支部は、大王製紙株式会社から同社三島工場火力発電所において最大蒸発量を超えた運転を行っていた事実があったこと、過去に発生した電気工作物の破損について電気関係報告規則第3条第2項に基づく報告が行われていなかったこと、また、大気汚染防止法に規定するばい煙の排出基準値を超過した事実があったこと等について報告を受けました。
2. このため、本日、電気事業法第106条第4項の規定に基づき、これら事項について、詳細に調査の上、書面をもって報告するよう指示しました。

(本発表資料のお問い合わせ先等)

中国四国産業保安監督部四国支部電力安全課

担当者：近藤課長、佐藤補佐

電話：087-811-8584

URL：<http://www.nisa.meti.go.jp/safety-shikoku/>

平成19・08・21産保四第1号

平成 1 9 年 8 月 2 1 日

大王製紙株式会社

代表取締役社長 井川 意高 殿

中国四国産業保安監督部長 守屋 猛

電気事業法第106条第4項の規定に基づく報告の徴収について

平成19年8月20日、貴社から、三島工場火力発電所において最大蒸発量を超えた運転を行っていた事実があったこと、及び過去に発生した電気工作物の破損について電気関係報告規則第3条第2項に基づく報告が行われていなかったこと、更に、大気汚染防止法に規定するばい煙の排出基準値を超過した事実があったこと、及びばい煙測定データに不正(改ざん)があったことについて報告がありましたが、電気事業法第106条第4項の規定に基づき、下記事項について詳細に調査の上、書面をもって報告するよう指示します。

なお、報告について不足がある場合は、追加的に報告を求めることがあります。

記

1. 電気事業法に係る不適切な事実に関する報告事項

(1) 発電用火力設備に関する技術基準の適合状況について

(イ) 三島工場火力発電所におけるボイラー最大蒸発量を超過した運転に係る事実の確認結果

(ロ) 上記の確認の結果をもとに、発電用火力設備に関する技術基準を定める省令第5条及び第6条への適合状況についての評価及び対策

(ハ) 不適切な事実について、その原因及び再発防止対策

(2) 電気関係報告規則に基づく報告違反について

(イ) 三島工場火力発電所における電気事故の未報告に係る事実の確認結果

(ロ) 上記の確認の結果、違反事実について、その原因及び再発防止対策

2. 大気汚染防止法に係る不適切な事実に関する報告事項

(1) ばい煙の排出基準等の適合状況について

(イ) 三島工場火力発電所におけるばい煙の排出基準等の超過に係る事実の確認結果

(ロ) 上記の確認の結果、排出基準等を超過しているものについて、その原因及び再発防止対策

(2) データの不正について

(イ) 三島工場火力発電所におけるばい煙測定データの不正に係る事実の確認結果

(ロ) 上記の確認の結果、不適切な事実について、その原因及び再発防止対策

3 . 報告期限

1 . に関する報告事項 平成 1 9 年 9 月 4 日

2 . に関する報告事項 平成 1 9 年 9 月 2 8 日

(電力安全課主管)